



<東京農業大学グリーンアカデミー校友会会則>

2023年5月28日改定

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、**東京農業大学グリーンアカデミー校友会**（以下、本会という）と称し、略称としてGA校友会を用いる。

第2条(所在地)

本会所在地は、東京都世田谷区桜丘3-9-31東京農業大学グリーンアカデミー内とする。尚、本会の活動の円滑化のために各担当世話役の自宅を事務局とする。

第3条(目的)

本会は、会員相互の親睦、生涯学習の支援、文化・ボランティア・福祉の活動を推進する。併せて、本会の活動により東京農業大学グリーンアカデミーの発展に寄与する。

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1.本会の維持及び運営
- 2.会報の発行、会員名簿の管理
- 3.研修旅行、見学、講演、懇親会等の各種活動の開催
- 4.東京農業大学グリーンアカデミーの各種活動に対する協力
- 5.その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員等

第5条(会員資格と会員)

本会は、旧東京農業大学成人学校本科卒業生及び東京農業大学グリーンアカデミー本科在校生、修了者、ならびに生活健康科在校生および修了者を会員資格者とし、別途定める会費（以下、年会費という）を別途定める期日までに入金したものを正会員とする。

正会員は本会が主催する各活動において常に優先される。

本会は、正会員在籍30年を超える者を名誉正会員（以下、名誉会員）として処遇し以降の年会費を免除する。

第3章 世話役等

第6条(世話役・会計監事・幹事)

本会に次の世話役・会計監事・幹事を置く。

(1) 世話役

代表： 1名

副代表： 1名以上

担当： 総務・会計・企画・緑友編集

(2) 会計監事： 2名

(3) 幹事：原則各期1名以上

第7条(世話役、会計監事、および幹事の選出)

- (1) 代表世話役および会計監事は、幹事会で正会員から選出し、総会へ推薦する。
- (2) 世話役は、正会員から選出し、幹事会の了承を経て、代表世話役が総会で推薦する。
- (3) 幹事は、原則として各期毎に互選し、幹事会で承認し、代表世話役が委嘱する。

第8条(世話役および幹事の任期)

世話役・会計監事の任期は総会における選任から1年とする。ただし再任を妨げない。

第9条(世話役および幹事の仕事)

- (1) 代表世話役は、本会を代表し活動を統轄する。
- (2) 副代表世話役は、代表世話役を補佐し、代表世話役に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 各世話役は、世話役会を開催すると共に活動を分担執行する。
- (4) 会計監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、幹事会に出席し本会の運営と実務を審議し、かつその活動を補佐する。

第10条(名誉会長)

本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長はグリーンアカデミー校長を推薦し、総会の承認を得て置く。

第4章 会議

第11条(総会)

本会の最高議決機関は総会とし、毎年5月に総会（以下、定期総会という）を開催する。また世話役会が必要と認めるときは代表世話役が臨時に総会（以下、臨時総会という）を招集する。

総会議長は代表世話役が執り行う。総会では次に示す本会の基本方針の承認を行う。

- (1) 世話役・会計監査人の解任と承認
- (2) 組織と会則の改廃
- (3) 収支決算・予算案および活動計画の承認
- (4) 本会の解散

総会の議事は、出席正会員（不在投票を含む）の過半数の賛成で決定する。

第12条(世話役会)

世話役会は第7条で規定する世話役で構成し、代表世話役が招集し議長を務める。

1. 世話役会は年4回開催する。また世話役会が必要と認めるときは代表世話役が臨時に世話役会を招集する。

2. 世話役会では、次の事項を審議・執行する。

- (1) 世話役・会計監査人を幹事会へ推薦
- (2) 組織と会則の改定に関わる提案の作成
- (3) 活動計画案の作成
- (4) その他、本会の運営に係る事項

3. 世話役会は、原則3分の2以上の世話役の出席で成立し、議事は出席世話役の過半数の賛成で決定する。

第13条(幹事会)

幹事会は、総会に次ぐ常設審議議決機関とし、年4回開催する。また、世話役会が必要と認めるときには代表世話役は臨時に幹事会を招集する。

1. 幹事会は以下の事項を審議承認する。

- (1) 総会で承認された事項の執行と確認
- (2) 総会で承認する事項
- (3) 総会に対し世話役および会計監事候補の推薦

2. 幹事会は、原則過半数の幹事の出席で成立し、議事は出席幹事の過半数の賛成で決定する。

第14条(委員会および委員)

世話役会は第4条に定める事項を遂行するため幹事会の了承を得て委員会を設けることができる。

各委員会には委員長をおき、委員長は世話役が担当する。委員は世話役会で審議・承認し、代表世話役が委嘱する。

第5章 会計

第15条(経費)

本会の経費は、年会費・寄付金及びその他収入をもって充てる。

第16条(活動年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条(予算)

本会の予算は、世話役会において作成し、幹事会の了承及び総会の承認を受ける。

第18条(決算)

本会の決算は、会計年度終了後2か月以内に資産表及び活動報告書を作成し、幹事会の了承及び総会の承認を受ける。

第6章 会則の変更

第19条(会則の変更)

本会会則の変更は、幹事会で審議・了承を経て総会で承認を受ける。

第7章 補足

第20条(その他)

本会則に定めるもののほか、必要な細則は世話役会で起案し幹事会決議を経て別に定める。

第21条(付則)

本会則は、西暦2019年5月25日から施行する。

(会則沿革) 主な変更内容

1983年4月9日東京農業大学成人学校同窓会会則として制定

2011年5月14日:「成人学校」を「グリーンアカデミー」に変更

2013年5月11日:「正会員」と「会員」を明記

2016年5月14日:第5条(資格)に「生活健康科修了者」を追記

2017年5月13日:第11条(名誉会長・相談役)から相談役を削除。第21条(細則)慶弔規定を削除。

2018年5月17日改訂

- ・第12条(総会)議長選出で「原則」を付加。
- ・第13条(役員会)3分の2以上の役員の出席で成立しに、「原則」を付加。
- ・第14条(幹事会)過半数の幹事の出席で成立しに、「原則」を付加。
- ・第21条正会員退会規定で、会費納入期限を「5月末」とした。

2019年5月15日改訂

- ・第1条(名称)同窓会を「校友会」と名称変更した。
- ・第5条(資格)グリーンアカデミー「本科在校生」「生活健康科在校生」を加えた。
- ・第6条(会費)は削除し細則「会員規定」に統合した。以下第6条→第5条と降順した。
- ・第6条 役員を「世話役」、会長を「代表」、副会長を「副代表」、部を「担当」とし、部長・副部長制を無くした。
- ・第11条(総会)「本会の解散」を加えた。
- ・第21条(細則)は「附則」とし、細則は別紙とした。

2022年5月28日改訂

- ・第5条(会員資格と会員)校友会会員の名称を正会員に統一、ならびに名誉正会員を追加した。
- ・第10条(名誉会長)グリーンアカデミー組織変更に伴い名誉会長対象者を変更した。

細則

【正会員登録規定】

所定の正会員登録用紙または払い込み取扱票に必要事項を記入し、総務担当宛提出する。

【会費規定】

会費は年額2,000円とし、活動年度開始（4月1日）までに所定口座に振込入金する。
ただし夫婦会員又は親子会員（これに準ずる会員）は2人で年額3,000円とする。

・早期入会者

その年度の12月以降入会する正会員は、翌年度の年会費2,000円を支払えば当該年度から翌年度末まで正会員とする。

・在校生新会員

GA 在校生新規入会者の初年度年会費は1,000円とする。

（本科生・専科生・生活健康科在校生）

【正会員退会規定】

- (1)退会届を総務担当宛提出する。（ただし、納入済み会費は返却されない。）
- (2)本人が死亡したとき。（ただし、納入済み会費は返却されない。）
- (3)その年度の会費納入が、5月末時点までないとき。（自動的に正会員→会員に）

【東京農業大学グリーンアカデミー本科修了期の呼称】

2011年（平成23年）3月本科修了者（東京農業大学グリーンアカデミー1期生）を本会36期生と呼称し、以降各年これを継承する。

【東京農業大学グリーンアカデミー生活健康科修了者の呼称および修了期の呼称】

2011年（平成23年）3月生活健康科修了者から2016年（平成28年）3月までの生活健康科修了生すべてを生健1期生と呼称する。2017年3月生活健康科修了生を生健2期生と呼称し、以降各年これを継承する。